

(3) 厚生局と都道府県との連携について

① 厚生局の状況

養成施設の指導について、「連携が必要である」は7件(87.5%)となっており、その理由として、

- ・教員等に変更を生じた場合の届出は厚生局には不要
- ・教員の変更、建物構造の変更は都道府県知事への届出とされ、厚生局では承知できないことから何らかの連携は必要
- ・地元都道府県との情報交換等は必要と思われる
- ・指導内容に濃淡が生じてしまい、同一の指導ができない
- ・各地域の実情を踏まえた詳細な養成施設の状況は各都道府県が把握しており、投書等による問題が生じた場合、厚生局のみでは対応は困難
- ・地域の事情等の情報等入手のためにも連携は欠かせない
- ・都道府県としても養成施設の状況を把握しておく必要があると考える

をあげている。

② 都道府県の状況

養成施設の指導について、「連携が必要である」は6件(26.6%)となっており、その理由として、

- ・理容所・美容所の指導に当たり、将来働く人材を育成する養成施設の状況の把握は必要
- ・養成施設の設置者が都道府県認可の公益法人であるため、養成施設の管理運営状況と法人指導の内容とに関連することがある
- ・苦情等に対応するため、相互に情報交換が必要

をあげている。

